

法曹養成制度改革連絡協議会（第7回）

2017年5月19日（金）午前10時00分～

日本弁護士連合会 配布資料

1. 国・自治体・福祉等		
1-1	地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員 (2017年4月1日現在・日弁連調べ)	P. 1
1-2	法律サービス展開本部自治体等連携センター関連のイベント等の開催状況について(2016年10月1日以降)	P. 5
1-3	行政連携のお品書きマップ (2017年4月1日現在・日弁連調べ)	P. 6
1-4	地域包括支援センターとの連携モデル事業及び本事業に関する報告	P. 7
1-5	生活困窮者自立支援制度について	P. 9
1-6	2016年度に開始したアウトリーチ事業展開状況 (2017年3月31日現在・大阪弁護士会)	P. 14

地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員※注①②

(2017年4月1日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名		所属部署	人数(人)のうち任期付き ※注③	
1	弘前市(青森県)	経営戦略部	1	1
2	宮古市(岩手県)	総務部総務課	1	1
3	花巻市(岩手県)	総合政策部総務課	1	1
4	山田町(岩手県)	建設課	1	1
5	宮城県	総務部私学文書課	1	1
6	石巻市(宮城県)	総務部総務課	1	1
7	気仙沼市(宮城県)	総務部総務課	1	1
8	東松島市(宮城県)	総務部総務課	1	1
9	福島県	総務部文書法務課	1	1
10	相馬市(福島県)	企画政策部	1	1
11	南相馬市(福島県)	復興企画部原子力損害対策課	1	1
12	浪江町(福島県)	総務部総務課	1	1
13	つくば市(茨城県)	市長公室	1	1
14	栃木市(栃木県)	総務部総務課	1	1
15	小山市(栃木県)	総務部行政経営課	1	1
16	沼田市(群馬県)	総務部総務課	1	0
17	さいたま市(埼玉県)	総務局総務部法務・コンプライアンス課	1	1
18	川越市(埼玉県)	総務部総務課	1	1
19	所沢市(埼玉県)	総務部文書行政課	1	1
20	草加市(埼玉県)	総務部	1	1
21	千葉県	総務部政策法務課	3	1
22	船橋市(千葉県)	総務部法務課	1	1
23	市原市(千葉県)	総務部総務課	1	1
24	流山市(千葉県)	総務部総務課政策法務室兼議会事務局	1	1
25	浦安市(千葉県)	総務部総務課	1	0
26	東京都	総務局	8	3
		産業労働局	1	0
		労働委員会事務局	3	2
		合計	12	5
27	特別区人事・厚生事務組合(東京23区)	法務部	3	1
28	文京区(東京都)	総務部総務課	1	0
29	大田区(東京都)	総務部	1	1
30	中野区(東京都)	経営室	1	1
31	板橋区(東京都)	総務部	1	1
32	練馬区(東京都)	総務部	1	1
33	葛飾区(東京都)	総務部	1	1
34	青梅市(東京都)	総務部	1	1
35	調布市(東京都)	総務部法制課	1	1
36	町田市(東京都)	総務部法制課	1	1
37	国分寺市(東京都)	政策部	2	2
38	国立市(東京都)	政策経営部収納課兼行政管理部情報管理課	1	1
39	多摩市(東京都)	総務部	2	2
40	西東京市(東京都)	総務部総務法規課	1	1
41	神奈川県	教育委員会教育局支援部学校支援課	1	1
42	横須賀市(神奈川県)	総務部行政管理課	1	1
43	平塚市(神奈川県)	行政総務課	1	1
44	鎌倉市(神奈川県)	総務部総務課	1	1
45	茅ヶ崎市(神奈川県)	総務部文書法務課	1	1
46	逗子市(神奈川県)	総務部	1	0
47	厚木市(神奈川県)	教育委員会教育総務部教育総務課	1	1
		総務部行政総務課	1	1
		合計	2	2
48	新潟県	総務管理部法務文書課	1	1
49	新潟市(新潟県)	総務部	1	1
50	富山市(富山県)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課	1	1
51	長野県	県民文化部県民協働課消費生活室	1	0
52	岐阜市(岐阜県)	行政部行政課	1	1
53	島田市(静岡県)	行政経営部経営管理課	1	1
54	名古屋市(愛知県)	児童福祉センター中央児童相談所	1	1
		西部児童相談所	1	1
		合計	2	2
55	岡崎市(愛知県)	総務部総務文書課	1	1
56	春日井市(愛知県)	総務部総務課	1	1
57	豊田市(愛知県)	総務部法務課	2	2
58	三重県	総務部法務文書課	1	1
59	四日市市(三重県)	総務部総務課	1	1
60	松阪市(三重県)	総務部債権回収対策準備室兼総務課	1	1
61	名張市(三重県)	総務部	1	1
62	多気町(三重県)	総務税務課	1	1
63	南伊勢町(三重県)	総務課	1	1

地方公共団体名		所属部署	人数(人)／うち任期付き ※注③		
64	大阪市(大阪府)	総務局行政部行政課	4	0	
		福祉局生活福祉部保険年金課	2	2	
合計			6	2	
65	高槻市(大阪府)	法務課	1	1	
66	茨木市(大阪府)	総務部政策法務課	1	1	
67	泉佐野市(大阪府)	総務部総務課	1	1	
68	寝屋川市(大阪府)	総務部総務課	1	1	
69	河内長野市(大阪府)	総務部総務課	1	1	
70	交野市(大阪府)	総務部総務課	1	1	
71	兵庫県	企画県民部管理局文書課	1	0	
		企画県民部管理局職員課	1	0	
合計			2	0	
72	姫路市(兵庫県)	総務局総務部行政課	2	2	
73	明石市(兵庫県)	政策局市長室	1	1	
		政策局市民相談室	2	1	
		総務局総務管理室総務課	1	1	
		消防本部総務課	1	1	
		福祉局福祉政策室福祉総務課	1	1	
		福祉局子育て支援室子育て支援課	1	1	
合計			7	6	
74	伊丹市(兵庫県)	総務部法務室	1	1	
75	奈良市(奈良県)	総務部	1	1	
		総務部法務ガバナンス課	2	2	
合計			3	3	
76	和歌山県	子ども・女性・障害者センター	1	1	
77	橋本市(和歌山県)	総務部債権回収対策室	1	1	
78	岡山市(岡山県)	総務局総務法制企画課	1	0	
79	備前市(岡山県)	総合政策部総務課	1	1	
80	赤磐市(岡山県)	総務部総務課	1	1	
		総合政策部秘書企画課	1	1	
合計			2	2	
81	福山市(広島県)	総務局総務部総務課	1	1	
82	東広島市(広島県)	総務部総務課	1	1	
83	廿日市市(広島県)	総務部総務課	1	1	
84	山口県	総務部学事文書課	1	1	
85	長門市(山口県)	企画総務部総務課	1	0	
86	阿南市(徳島県)	企画部法令室	1	1	
87	高松市(香川県)	総務局コンプライアンス推進課	1	1	
88	福岡県	福岡児童相談所	1	1	
89	北九州市(福岡県)	総務局総務部	1	1	
90	福岡市(福岡県)	こども未来局こども総合相談センターこども緊急支援課	1	0	
91	古賀市(福岡県)	総務部総務課	2	1	
92	糸島市(福岡県)	総務部総務課	1	1	
93	長崎県	総務部総務文書課	1	1	
94	長崎市(長崎県)	総務部総務課	1	1	
95	熊本市(熊本県)	総務局行政管理部法制課	3	2	
96	大分県	教育庁教育改革企画課	1	0	
97	宮崎市(宮崎県)	総務部総務法制課	1	0	
98	小林市(宮崎県)	総務部	1	1	
99	鹿児島市(鹿児島県)	総務局総務部総務課	1	1	
100	鹿児島市(鹿児島県)	総務部総務課	1	1	
101	南さつま市(鹿児島県)	総務企画部総務課	1	1	
＜自治体数 計 101＞			総計	140	110

【注】※注① 日弁連の地方公共団体へのアンケート・独自の聞き取り等による調査により得られた、任期付職員及び任期の定めのない職員の人数。
 ※注② 内訳は、弁護士登録者(85名)、登録取消者(39名)及び司法修習終了後の未登録者(16名)である。
 ※注③ 人数欄の右側の数値は、任期付職員の数(内数)である。

地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移※注①

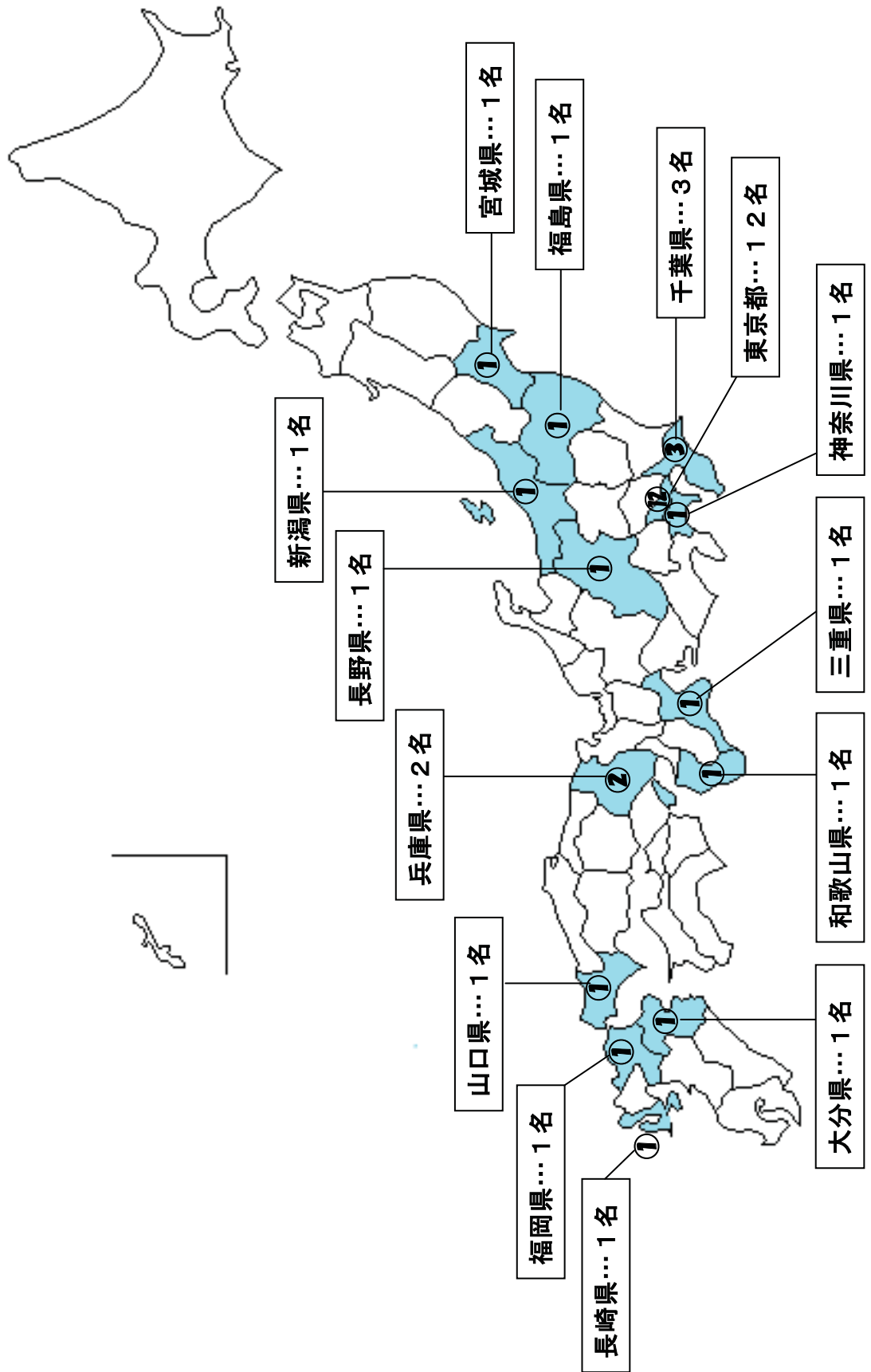
(2017年4月1日現在 日弁連調べ)

年度		
2008	・特別区人事・厚生事務組合:1・大阪市:1	2
2009	・東京都:2・名張市:1	3
2010	・東京都:2・特別区人事・厚生事務組合:2・町田市:1・神奈川県:2・河内長野市:1	8
2011	・東京都:2・流山市:1・名張市:1・松原市:1・名古屋市:1・福岡市:1・厚木市:1・栃木市:1・多気町:1・兵庫県:1 ・和歌山県:1・古賀市:1・宮崎県:1・千葉県:1	15
2012	・東京都:3・特別区人事・厚生事務組合:1・千葉県:1・明石市:5・田原本町:1・南伊勢町:1・富山市:1・和歌山市:1 ・岩手県:1・宮城県:1・沼田市:1	17
2013	・東京都:1・京都府:1・福山市:1・小松島市:1・東松島市:1・阿南市:1・名張市:1・南さつま市:1・大阪狭山市:1・銚子市:1 ・高槻市:1・大阪市:1・国立市:1・豊田市:2・富谷町:1・町田市:1・山口県:1・石巻市:1・相馬市:1・新潟県:1・寝屋川市:1 ・糸島市:1・浪江町:1・気仙沼市:1・山田町:1・三重県:1・弘前市:1・神奈川県:1・兵庫県:1・郡山市:1・さいたま市:1・大分県:1	33
2014	・東京都:1・大阪市:2・北九州市:1・福山市:1・福島県:1・春日井市:1・栃木市:1・茨木市:1・多摩市:1・鹿児島市:1 ・和歌山県:1・国分寺市:1・福岡市:1・姫路市:1・堺市:1・長野県:1・伊丹市:1・松阪市:1・明石市:4・名張市:1・多気町:1 ・千葉県:1・鳥取県:1	27
2015	・宮古市:1・南相馬市:1・小山市:1・川越市:1・特別区人事・厚生事務組合:1・町田市:1・新潟市:1・富山市:1・岐阜市:1・名古屋市:1 ・大阪市:4・鳥取県:1・福山市:1・長門市:1・高松市:1・長崎市:1・東京都:1・奈良市:1・古賀市:1・廿日市市:1・山田町:1 ・河内長野市:1・東広島市:1・宮崎市:1・赤磐市:2	29
2016	・花巻市:1・宮城県:1・石巻市:1・東松島市:1・相馬市:1・草加市:1・千葉県:1・船橋市:1・流山市:1・東京都:1・板橋区:1・葛飾区:1 ・青梅市:1・調布市:1・平塚市:1・島田市:1・名古屋市:1・豊田市:1・三重県:1・四日市市:1・南伊勢町:1・松原市:1・姫路市:1 ・橋本市:1・福岡市:1・茅ヶ崎市:1・熊本市:1・つくば市:1・厚木市:1・東京都:1・国分寺市:1・横須賀市:1・新潟県:1・鹿屋市:1 ・気仙沼市:1・市原市:1・岡崎市:1・伊丹市:1・長崎県:1・浪江町:1・所沢市:1・大田区:1・西東京市:1・小林市:2・泉佐野市:1 ・多気町:1・明石市:2・奈良市:1・備前市:1・茨木市:1・奈良市:1・明石市:1・鎌倉市:1	55
2017	・福島県:1・東京都:1・中野区:1・練馬区:1・多摩市:1・厚木市:1・交野市:1・姫路市:1・明石市:1・福山市:1・北九州市:1・古賀市:1 ・熊本市:2	15

【注】※注① 各年度において新規に採用された人数で、任期付職員及び任期の定めのない職員の数である。

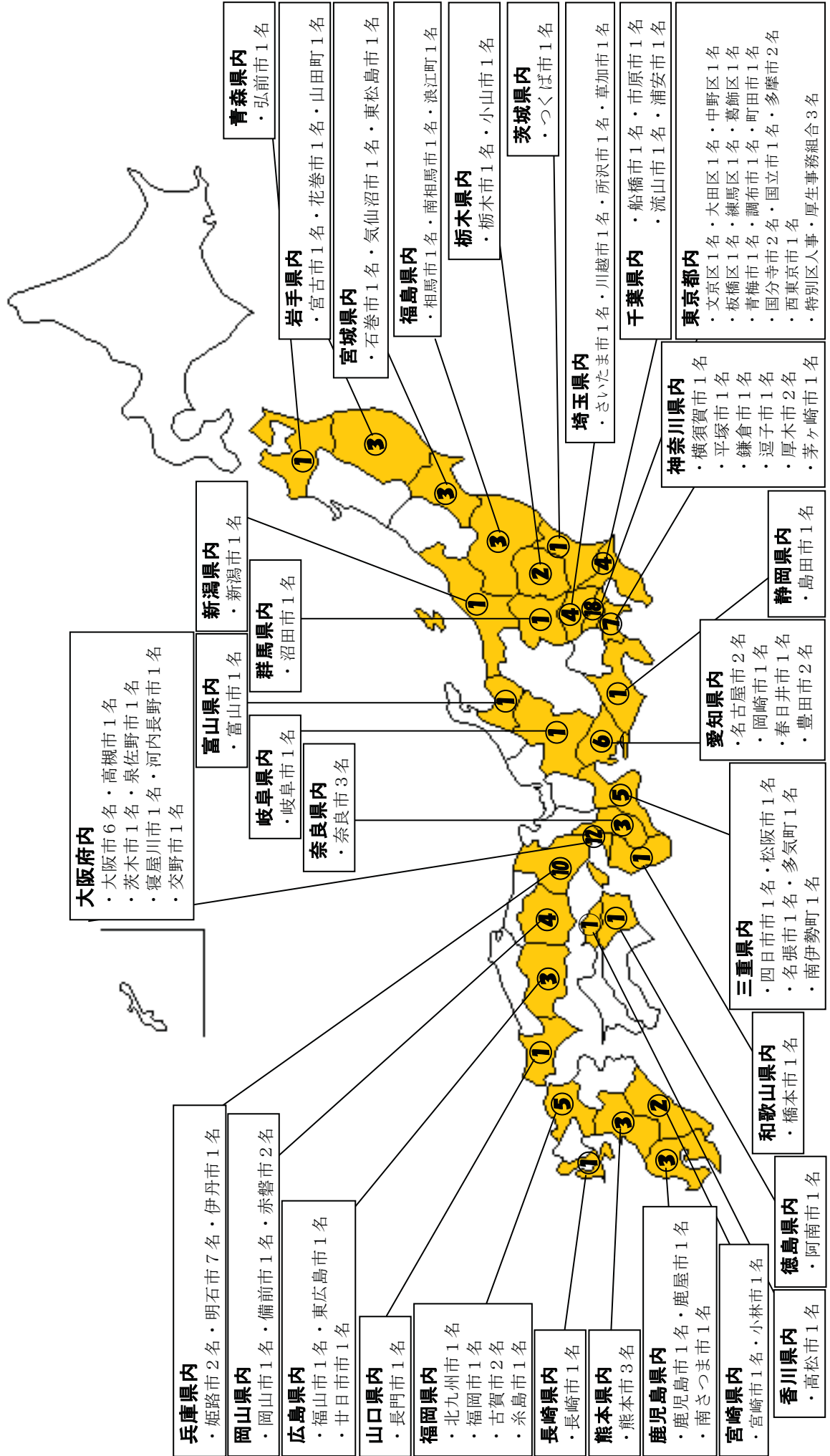
法曹有資格者を常勤職員として採用している都道府県

(2017年4月現在、日弁連調べ ※14都県において28名在籍(うち15名任期付職員))



法曹有資格者を常勤職員として採用している市区町村

(2017年4月現在, 日弁連調べ ※87市区町村(一部事務組合含む)において112名在籍(うち95名任期付職員))

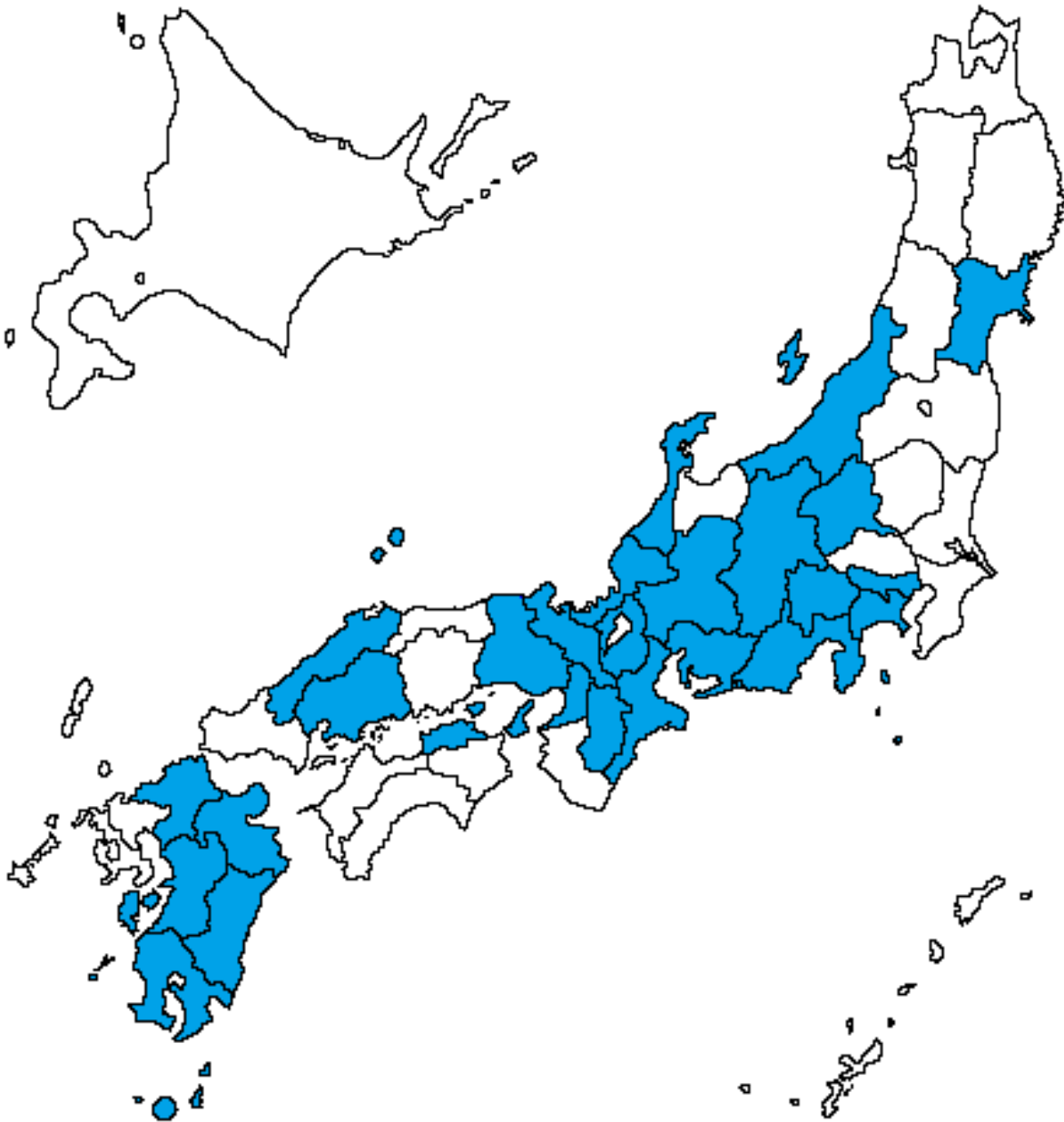


法律サービス展開本部関連のイベント等の開催状況について(2016/10/1～)

■自治体等連携センター関連

開催日	イベント名	会場	備考
2016年10月26日	シンポジウム「よりよい地方自治の実現を目指して～自治体と弁護士会の連携の実践」	東京	関東弁護士会連合会, 関東弁護士会連合会管内弁護士会共催
11月19日	第3回自治立法に関する研修会	東京・全国	
11月22日	福祉分野の法律サービスの展開に関する関連委員会意見交換会	東京	日弁連内委員会会議
12月20日	第2回公金債権の放棄・減免に関するセミナー	大阪・全国	共催:大阪弁護士会 後援:総務省
12月26日	犯罪被害者支援モデル条例案セミナー	東京・全国	公益財団法人日弁連 法務研究財団共催
2017年1月11日	組織内弁護士等の座談会	広島	広島弁護士会主催
2月14日	協働契約モデル条例案から考える, 行政との協働セミナー	東京・全国	公益財団法人日弁連 法務研究財団共催
2月21日	公金の債権回収業務に関する法務研修	水戸	主催:茨城県弁護士会, 総務省公共サービス改革推進室
3月4日	自治体内弁護士等経験交流会	東京	東京三会, 大阪弁護士会共催
3月11日	自治体内弁護士等経験交流会	大阪	東京三会, 大阪弁護士会共催
3月24日	研修会「第3回法化社会における条例づくり」	東京・全国	
4月7日	包括外部監査人研修会 in 埼玉	埼玉	関東弁護士会連合会, 埼玉弁護士会共催
4月18日	指定管理者基本条例案セミナー「指定管理者制度のあり方～公共性の観点からの検証」	東京・全国	公益財団法人日弁連 法務研究財団共催

行政連携のお品書きマップ（2017年4月1日現在）



○お品書き又はそれに類するものが完成している弁護士会・・・・・・・・・・26弁護士会
東京・第二東京・神奈川県・群馬・静岡県・山梨県・長野県・新潟県・大阪・京都・兵庫県・
奈良・愛知県・三重・岐阜県・福井・金沢・広島・島根県・福岡県・大分県・熊本県・鹿児島県・
宮崎県・仙台・香川県

地域包括支援センターとの連携モデル事業及び本事業に関する報告

日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター運営委員
鹿野真美

1 モデル事業の経緯

(1) 弁護士が地域包括支援センターと連携する意義

①介護保険法における地域包括支援センターは、高齢者をめぐる公的なよろず相談所であり、法的トラブルや、解決に法的知識・経験等が必要な相談等も多く持ち込まれている実態がある。

②地域包括支援センターとして、高齢者の権利を侵害しないよう、適切に相談対応、苦情対応する必要がある、職員からの法律相談に乗ったり、法的知識・制度・しくみ等に精通するための指導、研修等の実施が必要。

(2) モデル事業の実際

実績がないと自治体において予算化が困難等の事情から、弁護士会が自治体に働きかけ、費用を一定期間負担して、モデル的に事業を実施。日弁連は弁護士会からの申請に応じて補助金を支出。

これまでに大阪府、石川県、徳島県、兵庫県、長野県で実施（ただし、これ以外に、日弁連が補助金を支出せずに弁護士会が独自に対応している場合もある。）。

日弁連が補助金を負担するスタイルのモデル事業としては終了。自治体が予算化して継続しているところもある。

事業内容：定期的な出張相談（弁護士が地域包括支援センター等に出向く。）、電話相談、地域ケア会議やケース会議への出席、情報交換会や勉強会の開催、研修講師、等

2 本事業へ向けて

(1) ニーズの存在

平成28年11月4日 権利擁護の集い（広島市）における報告

地域ケア会議への出席成果 平成27年6月から同28年9月まで、71回ほとんどの回で法的課題、法律問題があった。

これに先立つアンケートで、同会議において弁護士に期待する役割の有無を尋ねたところ、回答した地域包括支援センター（回答率63.7%）のうち99%が「ある」

(2) 今後の取組み

新たに地域包括支援センターとの連携事業に取り組む弁護士会に対しては一定の補助金を支出。さらに事例を集積して各弁護士会に紹介し、積極的な取組みを促す。

会員の会費を投入してのモデル事業→事例集積・分析・モデル再構築等→自治体等による予算化

※地域包括支援センターの適切な運営に必須

※社会保障は国民全体で支えるべき

※早い段階での問題解決により社会的損失を防止・減少

生活困窮者自立支援制度について

弁護士 山田治彦（大阪弁護士会）

一 生活困窮者自立支援制度

- 1 目的：生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ること
- 2 生活困窮者：

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。但し、複合的な問題を抱える者が「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要
- 3 実施する自治体：

福祉事務所を設置する市区町村、及び、都道府県（901自治体）
 ※直営の他、他団体（社協、NPO団体等）への委託も可能
- 4 根拠法：生活困窮者自立支援法（平成25年12月成立 同27年4月完全施行）
- 5 制度の位置づけ：第2のセーフティネット
- 6 理念
 - ① 制度の意義：

生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設する
 - ② 制度の目指す目標
 - I 生活困窮者の自立と尊厳の確保
 - II 生活困窮者支援を通じた地域づくり
 - ③ 具体的な支援のかたち
 - I 包括的な支援
 - II 個別的な支援
 - III 早期的な支援
 - IV 継続的な支援
 - V 分権的・創造的な支援
- 7 制度の内容その1（必須事業）
 - (1) 生活困窮者自立相談支援事業（国庫負担3/4）

総合相談窓口（ワンストップ）の設置
 生活困窮者からの相談を受け、その課題を評価・分析してそのニーズを把握し、ニーズに応じた支援を実施すべく自立支援計画を策定するとともに、支援のため、関係機関との連絡調整を実施する
 単に他機関等の利用・手続に同行することではなく、生活困窮者に対して途切れることなく継続的に関わり続けること（伴走的支援）が必要
 - (2) 生活困窮者住居確保給付金（国庫負担3/4）

「住宅手当」を継承（家賃補助）
 対象者：離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者（離職後2年以内かつ65歳未満）であって、所得等が一定水準以下の者
 期間：原則3ヶ月、最大9ヶ月
- 8 制度の内容その2（任意事業）
 - (1) 生活困窮者就労準備支援事業（国庫補助2/3）

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、有期で、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの

 - ・日常生活自立（みだしなみ、食生活、生活リズムの形成など）
 - ・社会生活自立（あいさつ、コミュニケーション）
 - ・就労自立（キャリアカウンセリング、面接・履歴書作成のサポート、職場見学・職業体験）

の各段階で、生活習慣形成のための支援・訓練、社会的能力の習得、就労体験、職業訓練などを行う

- (2) 認定生活困窮者就労訓練事業（中間的就労）
雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与する事業について、都道府県が認定する仕組みを作る
- (3) 生活困窮者家計相談支援事業（国庫補助 1 / 2）
生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業
- (4) 生活困窮者一時生活支援事業（国庫補助 2 / 3）
一定の住居をもたない生活困窮者に対し、一定期間（3ヶ月を想定）、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業
- (5) 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業（国庫補助 1 / 2）
貧困の連鎖を防止するために、中学生の高校受験などにおいて無料ないし低額での学習支援などが実施される

二 現状

- 1 平成 27 年 4 月から、全国 901 か所で実施
 - ・福祉事務所を設置する市区町村
 - ・都道府県
- 2 任意事業の実施状況（平成 28 年 4 月）
 - ① 就労準備支援事業：355 自治体（約 39%）
 - ② 一時生活支援事業：236 自治体（約 26%）
 - ③ 家計相談支援事業：304 自治体（約 34%）
 - ④ 子どもの学習支援事業：423 自治体（約 47%）
 いずれも生活困窮者に対する支援において不可欠の事業
しかし、実施自治体数は多くない（任意事業 実施自治体の経済的事情）
- 3 直営・委託の別、委託先など（平成 28 年 4 月）
 - ① 相談支援事業
自治体による直営との併用を含め、他団体への委託が約 6 割
委託先：社協が約 8 割を占める
c f：平成 26 年度モデル事業実施時：
自治体による直営が約 2 割、社協への委託が約 6 割、その他（NPO 法人、生協等）への委託が約 2 割
 - ② 就労準備事業
直営方式との併用を含め、他団体への委託が約 9 割を占める
委託先：NPO 法人が約 3 割、社協が約 4 分の 1
 - ③ 家計相談支援事業
他団体への委託が約 9 割を占める。
委託先：社協への委託が約 7 割
 - ④ 一時生活支援事業
他団体への委託が約 6 割
委託先：NPO 法人が約 30%、社協以外の社会福祉法人が約 35%
 - ⑤ 子どもの学習支援事業
他団体への委託が約 4 分の 3 を占める
- 4 支援員の状況について
支援員：主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、の 3 種類
支援員の実人数：約 4500 人（複数職種を兼務している場合あり）
うち、相談支援員が約 2700 人
本制度に関連する事業以外の事業との兼務が約 4 割
- 5 実施自治体の課題

- ① 法の趣旨の理解：
 - ・ 制度の理念の理解
 - ・ 各事業の手引書の確認（厚労省 HP）
- ② 庁内体制の構築
 - ・ 関係部局の緊密な連携によって部局横断的な体制を作る
 - ・ 「発見」のための連携と「支援」のための連携の構築
- ③ 実施方法の検討

特に外部の団体に委託する場合、「丸投げ」にならないように
- ④ 関係機関との連携体制の確保
 - 法定事業の他、様々な制度・機関を利用して包括的な支援を実現
 - その際には、対象者の早期発見のための連携と、対象者への包括的な支援のための連携が必要

まだ十分に解決できていない自治体も少なくないと思われる
（法律上、具体的内容が実施自治体に任されている部分が多い）
- 6 自治体の取り組み（モデル事業実施自治体の報告から）
 - ① 相談者の傾向・相談経路
 - 男女比はほぼ半々 高齢者が多い
 - 本人からの相談の他、関係者・関係機関からの紹介が多い
 - ② 相談内容
 - ・ 仕事を巡る問題（失業、就職難、低収入など）
 - ・ 生活費の欠乏等（家賃、医療費など）
 - ・ メンタルヘルス（うつ、依存症、虐待、DVなど）
 - ・ 多重債務
 - ・ 住宅の問題（退去を求められている 転居費用がない など）
 - ・ その他（引きこもり など）

など、複合的な問題を抱えての相談が多い
 - ③ 相談事例への対応例
 - ・ ホームレス：生活保護
自立支援センター、救護・更生施設利用
 - ・ 医療費がない：生活保護 医療扶助
無料低額診療
自立支援医療
 - ・ 介護費用が支払えない：生活保護 介護扶助
介護保険
 - ・ 多重債務：法律家
 - ・ 薬物依存：医療機関 自助グループ（ダルク）
 - ・ アルコール依存：医療機関、自助グループ（断酒会）
 - ・ 当座の生活費などの不足：緊急支援
 - ④ 庁内連携
 - ・ 推進会議
（介護保険、国民健康保険、国民年金、保育、高齢者、障害者など）
 - ・ 職員向け説明会
 - ⑤ 庁外連携（ネットワーク形成）
 - ・ 既成のネットワークの利用
福祉・医療・介護など関係機関
（社会福祉協議会、地域包括支援センター、幼稚園・保育園、小中学校長会、医師会、警察など）
町会・民生委員・児童委員
 - ・ 新たなネットワークづくり
安売りスーパー ネットカフェ 銭湯
不動産関係

⑥ 地域への働きかけ（アウトリーチ）

- ・ 出張相談
- ・ 地域での相談会・説明会
- ・ 公営住宅での全戸資料配付

三 弁護士会との連携

1 この制度に対する評価

否定的な評価もあるが、

- ① 自治体に相談窓口の設置が義務づけられ、生活困窮者の生活再建への積極的取り組みが求められる
- ② 「第2のセーフティネット」の設置
- ③ 現に窓口が設置され、相談者が訪れている
 - 救済（生活再建）の必要性
 - むしろ積極的にコミットして、より適正な運用による生活再建を実現させるように働きかけるべき

2 日弁連の取り組み

- ① 法施行時に、各弁護士会に、自治体との連携を呼びかけるように依頼
- ② 今春、再度、各弁護士会に、自治体との連携を呼びかけるよう依頼
現時点での連携は、こちらの期待ほどには進んでいない（資料ご参照）

3 大阪弁護士会と大阪府下の自治体との連携

① 経緯

大阪府内のモデル事業実施自治体への訪問・見学・意見交換等を実施

その中で、大阪市内で先行してモデル事業を実施していた3区（東淀川、西淀川、西成）との間で、平成26年10月1日より、弁護士会との連携事業を開始（現場からの連携）

その後、箕面市、交野市とも連携事業を開始

平成27年4月より、大阪市内全24区に拡大（3区ずつ8ブロックに編成）して実施

他、東大阪市・茨木市・羽曳野市・和泉市・大阪府（町村部）とも連携

平成29年4月からは、新たに寝屋川市・柏原市とも連携

平成27年から、年2回、相談担当者向けの研修会を実施

（多重債務、DV・離婚、生活保護、法テラスの償還猶予・免除制度）

平成28年度には、弁護士及び相談担当者向けの研修会を実施

平成27年度から、大阪市と事例検討会を実施（年1回）

② 相談業務に関する連携

(1) 業務内容

各自治体（ブロック）ごとに担当弁護士（原則として2名）を決め、各自治体（ブロック）の相談担当職員または支援対象者からの相談を受けて法的助言を行い、必要があれば事件を受任して処理する。相談内容は特に限定しない。

(2) 相談内容

I 定例相談

毎月1回（原則2時間）、各自治体（ブロック）に担当弁護士1名が出向いて相談に応じる。

時間の持ち方はニーズに応じて設定する（支援対象者相談、担当職員相談、ケース会議等）。

II 電話等（FAX、メールなど）での相談

必要に応じて電話等で相談担当職員からの相談に応じる。

III 来所相談

必要に応じて担当弁護士事務所に来所しての支援対象者相談に応じる。

この場合、支援対象者の了解のうえ、担当職員が同行する。

IV 出張相談

必要に応じて支援対象者の自宅等に赴いての出張相談に応じる。

この場合、支援対象者の了解のうえ、担当職員が同行する。

(3) 費用

初年度については、予算措置ができないようであれば、無料とする（「お試し期間」として、この間、弁護士会が費用を負担）。

但し、(2)ⅢⅣの相談について、法テラスの要件を充たす場合には法律扶助制度を利用する。

次年度以降については、初年度の実績を踏まえて予算化を検討する（現在「お試し期間」中の自治体以外の全自治体で予算化を実現している）。

③ 自治体からの要望：弁護士との顔の見える関係をつくる

相互のフォローアップ

→担当弁護士の固定化

④ 弁護士との連携ケース

- ・ 債務整理
- ・ DV・離婚
- ・ 住宅問題（ブラック家主など）
- ・ 遺産分割
- ・ 労働問題

など

⑤ 担当弁護士としての個人的な感想

i 生活困窮者支援相談窓口への相談者

・ 具体的に何に困っているのか、どういう問題で困っているのかは自分ではよく分からないが、とにかくいろいろなことで生活に困っている

・ これまで既存の相談窓口には来ていなかった

（どこへ行ってよいかわからなかった）

→本制度の相談窓口は一定の成果を上げている

ii 今後、適正な運用により、より多くの生活困窮者の生活再建の実現が求められる

四 おわりに

1 生活困窮者自立支援制度

- ・ 消費生活相談（多重債務対策、高齢者見守り）
- ・ 自殺対策

→多くの部分で重なり合っているので、一体的な対応が必要

2 生活困窮者支援と自殺対策

自殺における主な社会的要因：

- ・ 経済・生活問題：倒産、事業不振、生活苦、負債、失業、就職失敗
- ・ 家庭問題：家庭の不和、離婚、DV
- ・ 勤務問題：職場の人間関係、職場環境の変化、過労、職場のいじめ

など

→生活困窮者支援相談と重なる部分が多い

「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」（厚労省の通知）

3 生活困窮者支援と消費生活相談（多重債務・高齢者の見守り）

→多くの部分で重なり合っている

「多重債務相談を含む消費生活相談と生活困窮者自立支援の一体的な推進のイメージ」

2016年度に開始したアウトリーチ事業 展開状況(2017年3月31日現在)

大阪弁護士会 小野順子

	事業テーマ	委員会	内容	実施状況
1	ひとり親家庭対象の自治体出張相談の派遣	人権7部会 (家事法制)	児童扶養手当の現況届け更新の機会等で市町村に来るひとり親に着目し、ひとり親家庭に詳しい相談員を自治体の定例相談に派遣する事業。 現況届出以外の月もひとり親支援の一環として実施する。	箕面市は8月毎週実施、9月から月1回。八尾市と茨木市では11月から実施。大阪市も24区で12月から実施。次年度は4つの自治体とも委託契約が決まり、毎月1回実施と箕面市は8月は毎週実施となる。
2	高齢者消費者問題についての出前講師派遣	消費者保護	老人会や社協、地域包括等の開催する高齢者対象の地域学習会に消費者被害に詳しい講師を無料で派遣する。	地域包括、老人クラブ、社協などから45件の応募があり、順次、実施した。次年度も継続実施するが、老人連合会からは有償での派遣の申し出がなされた。
3	自治体職員への空家対策ケース検討会議への派遣	空き家PT	市町村の空き屋対応のケース会議に法的助言を実施するために派遣する。	大阪市で2回実施。
4	高齢者施設への遺言・相続なんでも出前相談会	遺言・相続	老人ホーム等を対象に職員やご本人・家族の遺言相続に関する出前相談会を実施する。	2件の老人ホームに派遣がされたが、その後件数は増えなかった。
5	憲法を知る出前講師の派遣	憲法	各地域での小さな単位での憲法問題についての様々な学習会に講師を無料で派遣する。	いらんやろリーフやHPをみた市民から応募が20件程度来ている。浪商高校では3年の全クラスで実施した。3月からは共謀罪に関する派遣依頼が急増中。
6	高齢者介護施設の職員のための虐待防止研修会及び相談会	ひまわり	施設職員が虐待にならないための職員研修に弁護士講師を無料で派遣する。	特養や有料老人ホームなどから、58件の申込みがあり、最も反響が大きい企画であった。次年度は有償での継続を検討している。
7	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)への法的支援事業	ひまわり	地域で様々な支援を必要とする母子、貧困、高齢・障がいの住民に、総合的な相談をしているCSWの方々への法的助言のため定期的に集まっていたいただき法的相談を受ける。	本年度は大阪市の北区と住吉区でモデル実施し、ニーズを探るとともに、次年度本格的な実施を検討する。
8	ケアマネジャー協会の府下8ブロック別の法的支援事業	ひまわり	ケアマネジャーには、高齢者の様々な相談が持ち込まれ、金銭管理やその他の対応で法的相談が必要なことが多いため、ケアマネ協会8ブロックに、担当2名を配置し、定期的な相談会・研修会に弁護士派遣をする。	11月から8ブロックの支部と相談して担当を決めた。年度内に各ブロックで1～数回の勉強会、相談会を実施した。
9	自治体内弁護士等任用のための一日お試し派遣	行政連携	自治体における弁護士任用の検討のために、一日お試しで何でも相談のできる弁護士を派遣したり、任用の実際についての研修をする。	募集要綱を作成して自治体に検討をいただけており、門真市、枚方市の2市から申込みあり。いずれも研修会形式で実施した。
10	自治体職員への個人情報保護に関する法的助言者の派遣	情報問題	自治体職員が個人情報の扱いにつき悩む事例についてのケース検討会に助言者を派遣する。	10月に堺市で実施し、好評で継続実施することになった。他の自治体にも案内したところ、かなりのところから問合せあり、次年度に継続したい。
11	犯罪被害者派遣弁護士制度	犯罪被害者	関係機関と連携して、必要とする被害者に出張相談を実施する。犯罪被害者の当番弁護士を目指す。	10月3日からスタートさせ、NPOの協力をいただく他、府警本部にも協力要請している。現在まで3件の実績あり。
12	外国籍の子どもと家庭へ出張法律相談	子どもの権利	多様な外国籍の児童をもつ親御さんへの法律相談を、学校の放課後教室に通訳を同行して派遣する。	大阪市内2箇所の小学校で、10月と12月と2月に通訳を入れて実施。2件の相談があった。教師はニーズを把握している件数はたくさんあるが直接相談には来にくいので、次年度は年間計画を立てて工夫をしていく。

	事業テーマ	委員会	内容	実施状況
13	日本政策金融公庫との共催事業	相談センター (中小企業センター)	<p>公庫職員向け勉強会 →公庫職員向けに、公庫の業務に関する内容をテーマとした勉強会を行う。</p> <p>中小企業事業者向けセミナー →公庫で、中小企業事業者を対象に開催されるセミナーに講師を派遣する。</p> <p>無料法律相談会 →公庫で、中小企業事業者対象の無料法律相談会を行う。(相談担当員を派遣する。)</p>	<p>9/20 阿倍野支店で開催</p> <p>10/5 事業継承セミナー(東大阪支店) 10/7 海外展開支援セミナー(阿倍野支店) 10/12 海外展開支援セミナー(大阪支店) 10/19 海外展開支援セミナー(堺支店) 11/11 海外展開支援セミナー(大阪西支店)</p> <p>8/5 東大阪支店で開催(相談件数:2件)</p>
14	府下の各国際交流協会における外国人法律相談派遣	人権6部会	大阪府下にある国際交流協会に定期的及び随時に弁護士を派遣して、無料の外国人向けの法律相談を実施する	12月に担当者向け研修の上、2月25日と26日のそれぞれ富田林と豊中で1日相談会を実施し、各5件ずつ相談があった。その他の7団体とは随時メールや電話での相談を試みる。
15	シリア難民に対する法律相談会	人権6部会	シリア難民が大阪府下にも生活しておられ、その支援団体が、数力所で相談会を開催するため、その相談会に弁護士を派遣して、難民申請や日本での生活における法律問題に対応する	1月15日に実施し10人の相談。2月19日は8人の相談。3月12日も実施して5件の相談。次年度は間隔を開けて継続して実施する。
16	法曹志願者拡大に向けた中・高校で弁護士の魅力を知ってもらう出前講座	法曹養成センター	法曹志望者を増やすため、弁護士の仕事の魅力を伝えるための講座を、府下の中・高校にお願いをして展開していく	受け入れ校の年間計画もあり、年度内に実現は難しく、次年度早々から準備して中学・高校で実施をめざしている。